



# 平成28年度 NPO法改正説明会

平成29年2月

静岡県・静岡市・浜松市  
沼津市・富士市・磐田市・掛川市・藤枝市



# 今回のNPO法改正の経緯

- 平成23年改正法附則第19条の検討規定に基づき、NPO関係団体の要望を踏まえて、超党派の議員によるNPO議員連盟において検討が行われ、NPO法人の設立及び運営に当たって必要な手続き等について改正を行うもの。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律附則（平成23年法律第74号）（抄）

（検討）

第19条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後3年を目途として、新特定非営利活動促進法の実施状況、特定非営利活動を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、特定非営利活動法人の認定に係る制度、特定非営利活動法人に対する寄附を促進させるための措置、「特定非営利活動法人」という名称その他の特定非営利活動に関する施策の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

- 平成28年5月18日に衆議院内閣委員会において改正法案の起草案を委員会提出の法律案とすることが決定され、同改正法案は、5月19日の衆議院本会議、6月1日の参議院本会議でそれぞれ全会一致で可決され、成立した。法律は6月7日に公布。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律附則（平成28年法律第70号）（抄）

（検討）

第16条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後3年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動（新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



# 今回の法改正のポイント

## 手続きの見直し

- 認証申請時の書類の縦覧期間が短縮されます
- 貸借対照表の公告が必要になります
- 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類が事後提出になります

## 情報公開の推進

- 事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間が延長されます
- 内閣府NPO法人ポータルサイトを活用した積極的な情報提供が求められます

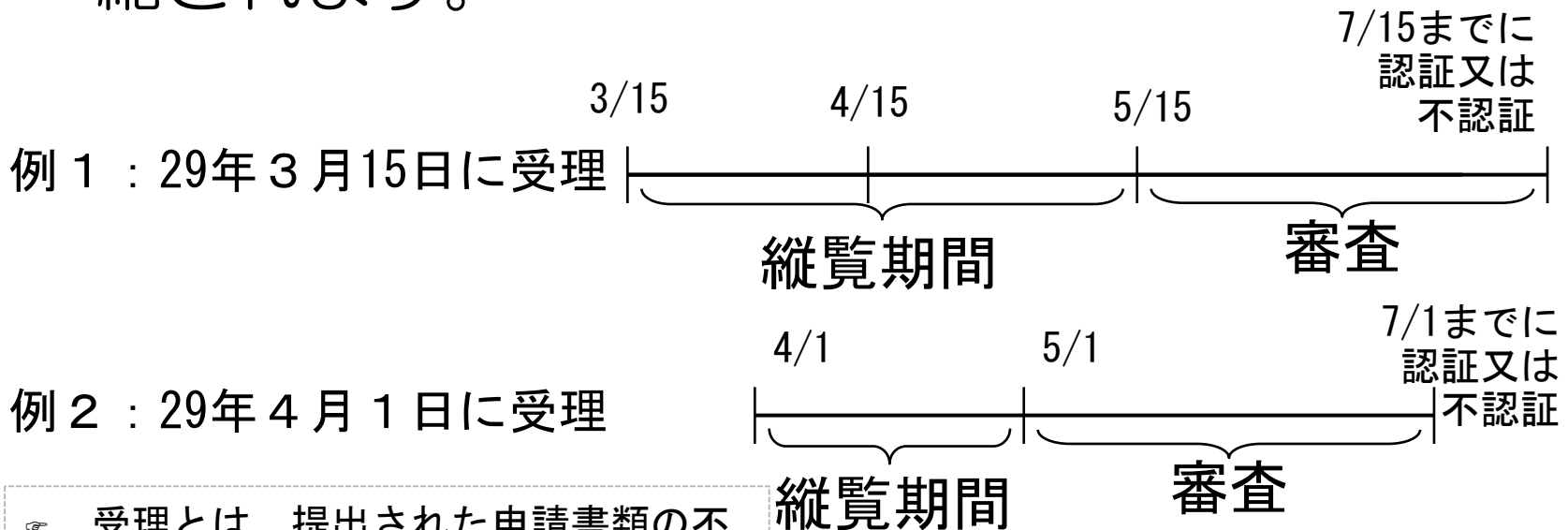
## その他

- 仮認定NPO法人の名称が変更になります



# 認証申請時の書類の縦覧期間が短縮されます

NPO法人の設立や定款変更の認証申請時の縦覧期間が、現行の2か月間から1か月に短縮されます。



☞ 受理とは、提出された申請書類の不足や不備がないことが確認できた状態を指します。



# 貸借対照表の公告が必要となります

NPO法人の「資産の総額」の登記が、貸借対照表を公告する方式に変更されます。

## ▶変更の時期

組合等登記令の改正とあわせ、平成30年10月1日を予定しています

## ▶公告の方法

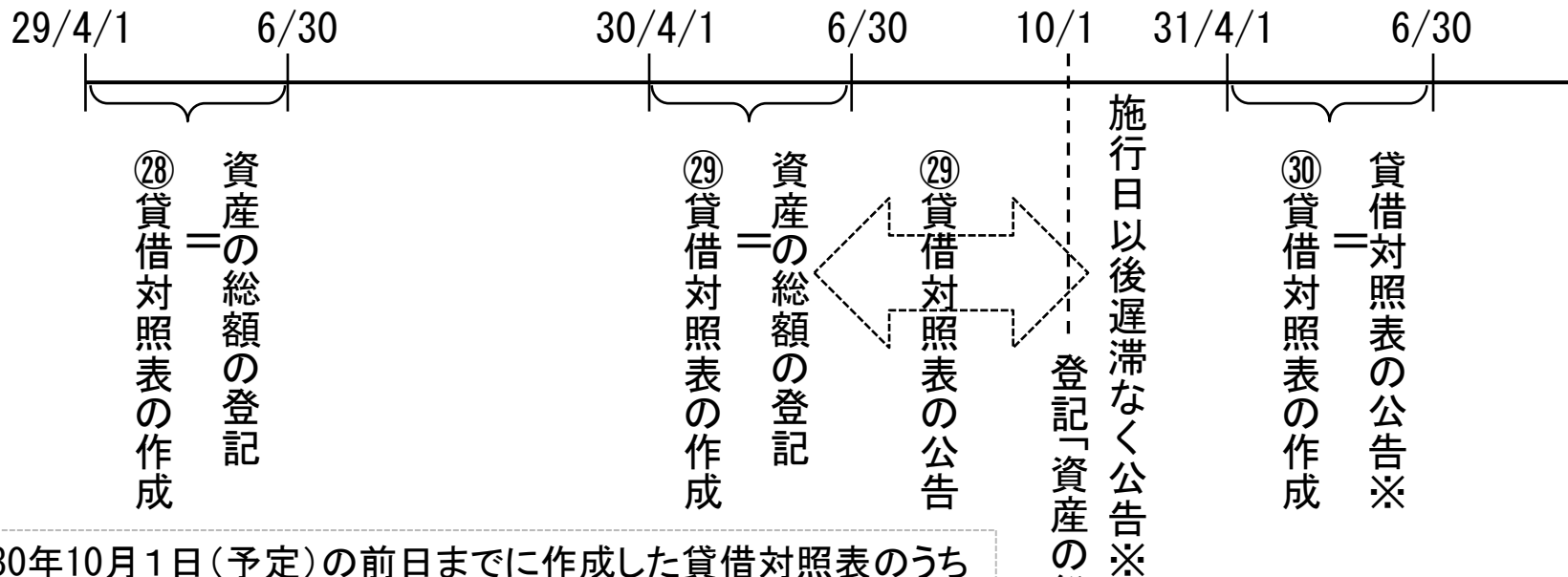
次の方法のうち定款で定める方法により公告する必要があります

- ① 官報に掲載
  - ② 日刊新聞紙に掲載
  - ③ 電子公告（法人のホームページ、内閣府NPO法人ポータルサイトへの掲載等）⇒作成の日から起算して5年経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して掲載する必要があります
  - ④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示  
⇒1年間掲示する必要があります
- 掲載回数 は 1度、貸借対照表の「要旨」の公告で足りる



# 貸借対照表の公告が必要となります【公告する時期】

例：4月1日から3月31日を事業年度とする場合



- ➡ 30年10月1日(予定)の前日までに作成した貸借対照表のうち直近の事業年度のもの(特定貸借対照表)は、登記と公告の両方を行う必要があります。
- ➡ 貸借対照表の公告※が行われない場合、過料が請求されることがあります。
- ➡ 平成28年4月1日以降に開始した事業年度の資産の総額の登記は当該事業年度の末日から3月以内に行うことと改正されました。



# 貸借対照表の公告が必要となります【定款で定める方法】

解散、合併、貸借対照表の公告の方法を定款で定める必要があります ⇒定款変更が必要ですか？

例 1 : 現在の定款

「この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載する」  
貸借対照表の公告を、①官報への掲載、④公衆の見やすい掲示場に掲示の両方を行う必要があります。

例 2 : 貸借対照表だけ別に公告方法を記載する場合→8~10頁『ただし書き例』参照

「この法人の公告は、法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載する。  
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、  
〇〇に掲載する。」

例 3 : すべての公告を同じ公告方法にする場合

「この法人の公告は、〇〇に掲載する。」

☞ 定款の公告の方法に定めない場合であっても、解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告及び清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告については、別途、官報に掲載しなければなりません。



# 貸借対照表の公告が必要となります【定款で定める方法】

## 《ただし書き例1》

現行の記載に貸借対照表に関して、ただし書きを追記する

「この法人の公告は、（現行の定款に記載の方法）に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、  
〇〇に掲載して行う。」

### ① 官報

「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、  
官報に掲載して行う。」

### ② 日刊新聞

「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、  
〇〇新聞に掲載して行う。」





# 貸借対照表の公告が必要となります【定款で定める方法】

## 《ただし書き例2》

ただし書き例：現行の記載に貸借対照表に関して、ただし書きを追記する

### ③ 電子公告

#### 【法人のホームページ】

「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。」

#### 【内閣府NPO法人ポータルサイト】

「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。」

#### 【事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定める方法】

「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇新聞に掲載して行う。」



# 貸借対照表の公告が必要となります【定款で定める方法】

## 《ただし書き例3》

現行の記載に貸借対照表に関して、ただし書きを追記する

### ④ 主たる事務所の公衆の見やすい場所

「ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」

- ☞ 電子公告の場合、「法人のホームページ」「内閣府NPO法人ポータルサイト」等公告する媒体を特定しなければなりません。
- ☞ 複数の手段を重ねて記載することはできますが、「又は」とするような選択的な方法を定めることは、定款の公告方法を確定的に理解できないため、相応しくありません。

### 【記載例】

- 「この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。」
- × 「この法人の公告は、この法人のホームページ、又は内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。」

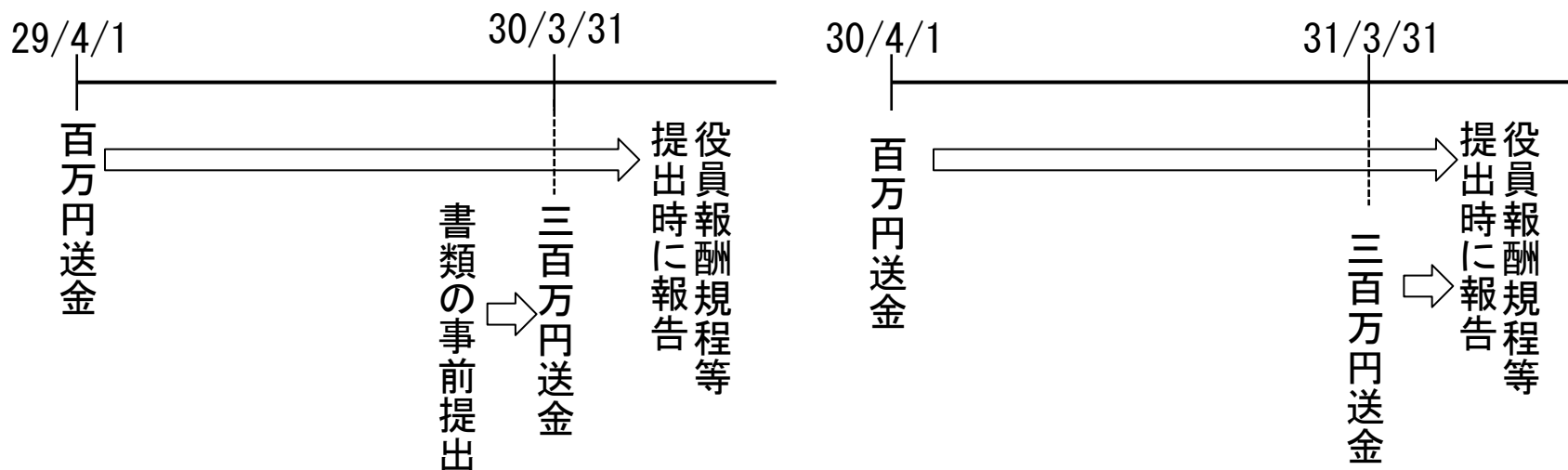


# 認定NPO法人等の海外送金等 に関する書類が事後提出になります

認定NPO法人、仮認定NPO法人が、200万円を超える海外送金や金銭の持出しを行うときに必要とされた書類の事前提出が不要となり、毎事業年度1回の事後報告に統一されます。

☞ 平成29年4月1日を含む事業年度は、事前提出が必要です。

例： 4月1日から3月31日を事業年度とする場合





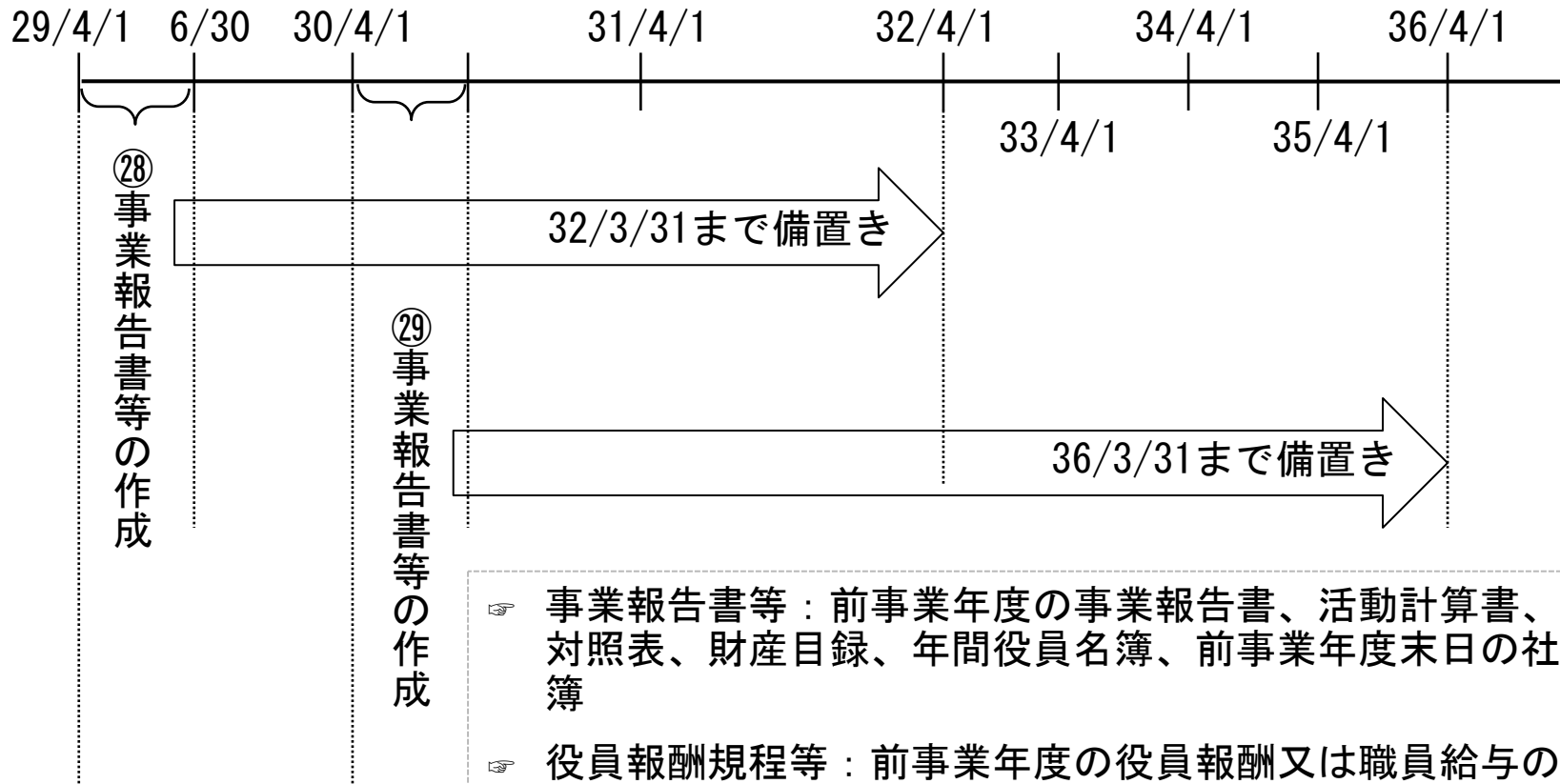
# 事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間が延長されます

- NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置く期間が約3年間から約5年間となります。
- 認定NPO法人等が役員報酬規程等を事務所に備え置く期間が約3年間から約5年間となります。
- 所轄庁で閲覧・謄写できる書類も過去5年間に提出された書類となります。
- ☞ マネーロンダリング、テロ資金対策の国際基準づくりを行う多国間の枠組みであるFATF (Financial Action Task Force) により、テロリズムに対する資金供与にNPO法人等が悪用されないための法令の整備として、国内・国際取引に関する記録の最低5年間の保存及び当局への提供確保等が勧告されています。
- ☞ 平成29年4月1日以降に開始する事業年度に関する書類から適用されます。



# 事業報告書等、役員報酬規程等の備置期間が延長されます

例： 4月1日から3月31日を事業年度とする場合



- ➡ 事業報告書等：前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度末日の社員名簿
- ➡ 役員報酬規程等：前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程など法54条第2項第2号～第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類（法54条第3項）



# 内閣府NPO法人ポータルサイトを 活用した積極的な情報提供が求めら れます

NPO法人や所轄庁は、NPO法人の信頼性の更なる向上を図るため、内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて積極的な情報の公表に努めるよう努力義務が規定されました

- ☞ 情報提供の拡大については、改正法の公布日（平成28年6月7日）に施行されています。
- ☞ スマートフォンやタブレットからの利用にも対応しました。
- ☞ 貴団体の情報発信の手段として、様々な媒体からアクセスがしやすくなった新しいサイトを是非ともご活用ください！

アドレスはこちら



<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/users/auth/login>



# 仮認定NPO法人の名称が 変更になります

仮認定特定非営利活動法人

⇒ 特例認定特定非営利活動法人

に変更されます

- 平成29年4月1日から名称変更されます。
- 仮認定と特例認定に基準の変更はありません。
- 現在の仮認定NPO法人は、平成29年度4月1日以降は特例認定を受けた法人とみなされ、再度申請する必要はありません。特例認定の有効期間は仮認定の有効期間の残りの期間となります。
- 平成29年4月1日前にされた仮認定の申請は特例認定の申請とみなされます。



# 静岡県内の認定NPO法人、 仮認定（特例認定）法人

認定NPO法人（平成29年1月末現在）

15法人

ヤングカレッジ（静岡市）

ブッダ基金（浜松市）

静岡犯罪被害者支援センター（静岡市）

アンダーウオーターズスキルアップアカデミー（伊東市）

精神障害者生活支援よもぎ会（静岡市）

マム（沼津市）

クリエイティブサポート レッツ（浜松市）

浜松NPOネットワークセンター（浜松市）

魅惑的倶楽部（浜松市）

丸子まちづくり協議会（静岡市）

オレンジティ（熱海市）

WAKUWAKU西郷（掛川市）

しずおか環境教育研究会（静岡市）

生き生きネットワーク（静岡市）

静岡県ライフセービング協会（静岡市）





# 静岡県内の認定NPO法人、 仮認定（特例認定）法人

## 仮認定（特例認定）NPO法人（平成29年1月末現在） 6法人

遠州精神保健福祉をすすめる市民の会（浜松市）

熱海ふれあい作業所（熱海市）

フリースペース・うえるびー（島田市）

はままつ子育てネットワークぴっぴ（浜松市）

南伊豆湯の花（賀茂郡南伊豆町）

静岡市障害者協会（静岡市）



# 前回（24年4月1日） 改正に伴う定款変更箇所

定款変更は済んでいますか？

①特定非営利活動の種類（認証）

法別表番号（別表第〇号）が23年以前と異なるため、削除の必要があります。

②役員職務（認証）

理事の代表権の制限について、定款と登記の整合性をとる必要があります。  
※遡っての登記は、過料請求の対象です。

③総会の議事録（認証）

社員総会のみなし総会の規定が必要な場合は、追加する必要があります。

④定款の変更（認証）

「法25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。」

⇒「法25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。（1）目的 …」



# 前回（24年4月1日） 改正に伴う定款変更箇所

## ⑤事業計画及び予算、⑥事業報告及び決算（記載条項による）

- ・「収支予算書」から「活動予算書」に変わりました。
- ・「収支計算書」から「活動計算書」に変わりました。

※収入⇒収益、支出⇒費用、 $\text{収益} - \text{費用} = \text{利益}$ という簿記の定義に統一されました。未収金、未払金等、当期に基因する費用の計上も必要です。

## ⑥事業（その他の事業）（認証）

その他の事業の「収益」⇒「利益」を生じた場合は、特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

### 【その他の注意事項】

- ・事業報告書提出書…様式が変更されています
- ・事業報告書に添付する年間役員名簿  
…当該事業年度に就任した役員すべてを記載します
- ・役員変更届…役員全員が任期満了時に再任された場合も必要です  
監事⇔理事の変更も新任の扱いになります



# その定款変更、認証申請？ それとも届出？

## 認証申請が必要な事項

- 目的
- 名称
- 特定非営利活動の種類及びその事業の種類
- 社員の資格の得喪に関する事項
- 役員（役員定数を除く）
- 会議
- その他の事業の種類等
- 解散（残余財産の帰属先に限る）
- 定款の変更

## 届出となる事項

- 所轄庁変更を伴わない事務所の所在地の変更
- 役員の定数の変更
- 資産に関する事項の変更
- 会計に関する事項の変更
- 事業年度の変更
- 解散（残余財産の帰属先を除く）
- 公告の方法の変更
- NPO法第11条第1項各号にない事項（合併に関する事項、職員に関する事項、賛助会員、顧問等に関する事項等）



# 所轄庁・権限移譲市連絡先

静岡県 県民生活課 協働推進班

TEL 054-221-3726 FAX 054-221-2642

URL : <https://www.npo-fujinokuni.jp/>

静岡市 市民自治推進課 市民協働促進係

TEL 054-221-1372 FAX 054-221-1538

URL : [http://www.city.shizuoka.jp/601\\_000062.html](http://www.city.shizuoka.jp/601_000062.html)

浜松市 市民協働・地域政策課 市民協働グループ

TEL 053-457-2094 FAX 053-457-2750

URL :

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kurashi-tetsuzuki/shiminkatsudo/index.html>

沼津市 地域自治課 協働推進係

TEL 055-934-4807 FAX 055-931-2606

URL : <http://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/oyakudachi/npo/index.html>



# 所轄庁・権限移譲市連絡先

富士市 市民協働課

TEL 0545-55-2701 FAX 0545-53-6663

URL :

<http://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c0904/fmervo00000012ex.html>

磐田市 市民活動推進課 協働・共生社会推進グループ

TEL 0538-37-4710 FAX 0538-37-5034

URL : <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/shimin/kyoudou/>

掛川市 生涯学習協働推進課 協働推進室 協働推進係

TEL 0537-21-1129 FAX 0537-21-1165

URL : [http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/shiminisanka/siminkatudou/npohoujin\\_top.html](http://www.city.kakegawa.shizuoka.jp/life/shiminisanka/siminkatudou/npohoujin_top.html)

藤枝市 市民活動団体支援課 市民協働推進係

TEL 054-643-3274 FAX 054-643-3327

URL :

<http://www.city.fujieda.shizuoka.jp/bunka/shiminkatsudo/index.html>



# 定款変更等のご相談は NPO・市民活動センター

まで

- ふじのくにNPO活動センター（静岡市駿河区）TEL 054-260-7601
- ふじのくに東部NPO活動センター（沼津市）TEL 055-951-8500
- ふじのくに西部NPO活動センター（浜松市）TEL 053-458-7115
- 静岡市清水市民活動センター（静岡市清水区）TEL 054-340-1010
- 静岡市番町市民活動センター（静岡市葵区）TEL 054-273-1212
- 浜松市市民協働センター（浜松市中区） TEL 053-457-2616
- 富士市民活動センター「コミュニティ f」（富士市）TEL 0545-57-1221
- 磐田市市民活動センター「のっぽ」（磐田市）TEL 0538-36-1890
- 掛川市まちづくり協働センター（掛川市生涯学習協働推進課内）
- ふじえだ市民活動支援センター（藤枝市）TEL 054-646-3555